

## 指名停止措置の概要

### 1 経過等

甲府市、甲府市上下水道局及び甲府市教育委員会が締結した自家用電気工作物保守点検業務等19件の業務委託契約において、保証人の承諾を得ず記載した契約書を本市に提出し、事後に保証人より追認されたもの。

### 2 指名停止措置の対象者及び指名停止期間

#### (1) 対象者

株式会社南アルプス

代表取締役 山本 君雄

山梨県南アルプス市下高砂343番地3

#### (2) 指名停止期間

令和4年7月7日～令和5年1月6日（6か月）

### 3 指名停止措置理由

保証人の承諾を得ず記載した契約書を本市に提出したことは、事後に追認されたものの、本市との信頼関係を損なうものであり、「不誠実な行為」に当たると認められる。

このことは、「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」別表第2第18号の措置要件に該当する。

《参照：別表第2》（抜粋）

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 18 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負(委託)契約の相手方として不相当であると認められたとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内